

平成23年12月

第179回国会（臨時会）
通過議案要旨集
（速報版）

衆議院調査局

目 次

第179回国会（臨時会）議案審議等概況.....	1
第179回国会（臨時会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	7
参法.....	9
予算.....	11
条約.....	12
承認.....	13
承諾.....	13
決算・国有財産等.....	14
決議案.....	15
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
総務委員会.....	17
外務委員会.....	22
財務金融委員会.....	29
厚生労働委員会.....	34
国土交通委員会.....	37
予算委員会.....	40
決算行政監視委員会.....	45
東日本大震災復興特別委員会.....	47
決議案	
本会議.....	57
委員会.....	58
通過議案概要一覧.....	63
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	71

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
民主党・無所属クラブ	民主
自由民主党・無所属の会	自民
公明党	公明
日本共産党	共産
社会民主党・市民連合	社民
みんなの党	みんな
国民新党・新党日本	国民
たちあがれ日本	日本
国益と国民の生活を守る会（12/6 解散）	国守
無所属	無

第179回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

平成23年10月20日から12月9日までの51日間

2 議案件数

閣 法	38件（成立 13件、継続 23件、審査未了 1件、 参議院審査未了 1件）
衆 法	26件（継続 26件）
参 法	18件（成立 1件、継続 1件、参議院継続 8件、 審査未了 1件、参議院未付託未了 7件）
予 算	3件（成立 3件）
条 約	6件（承認 6件）
承認を求めるの件	10件（承認 4件、継続 6件）
承諾を求めるの件	1件（継続 1件）
決 算 等	7件（継続 6件、審査未了 1件）
決 議 案	
本 会 議	3件（可決 2件、未了 1件）
委 員 会	4件（農林水産委員会、予算委員会、決算行政監視委員会、 災害対策特別委員会）

第179回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣法〕

太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第36号）	国土交通	10/20		審査 未了								
174	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	経済産業	10/20					閉会中 審査					
174	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会第60号）	厚生労働	10/20	12/7	修正			閉会中 審査					
176	郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）	郵政改革	10/20					閉会中 審査					
176	日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）	郵政改革	10/20					閉会中 審査					
176	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）	郵政改革	10/20					閉会中 審査					
176	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	倫理選挙	10/20					閉会中 審査					
176	地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	環境	10/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第2号）	財務金融	10/20				10/28	承諾 (注)					
177	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第2号）(内閣修正)			11/22	修正		11/24	修正	11/29	可決	11/30	可決	12/2 (114)
177	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号）	総務	10/20				10/28	承諾 (注)					
177	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号）(内閣修正)			11/22	修正		11/24	修正	11/29	可決	11/30	可決	12/2 (115)
177	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第21号)(参議院送付)									審査 未了			
177	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会閣法第22号）	厚生労働	10/20				10/28	承諾 (注)					
177	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（修正承諾要求）(内閣提出、第177回国会閣法第22号）(内閣修正)			11/30	修正		12/1	修正	12/6	可決	12/7	可決	
177	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）	経済産業	10/20					閉会中 審査					
177	交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	国土交通	10/20					閉会中 審査					

(注) 10月28日、内閣から議案修正承諾要求書が提出され、同日本院承諾

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
177	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第60号)	内 閣	10/20					閉会中 審査					
177	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第74号)	内 閣	10/20					閉会中 審査					
177	国家公務員の労働関係に関する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第75号)	内 閣	10/20					閉会中 審査					
177	公務員庁設置法案(内閣提出、第177回国会閣法第76号)	内 閣	10/20					閉会中 審査					
177	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第77号)	内 閣	10/20					閉会中 審査					
177	国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第78号)	総 務	10/20					閉会中 審査					
177	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第79号)	法 務	10/20					閉会中 審査					
177	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第80号)	法 務	10/20					閉会中 審査					
179	東日本大震災復興特別区域法案(内閣提出第1号)	震災復興	11/18	11/29	修正	有	11/29	修正	12/2	可決	12/7	可決	
179	平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	総 務	11/7	11/22	可決		11/24	可決	11/29	可決	11/30	可決	12/2 (116)
179	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第3号)	総 務	11/7	11/22	修正	有	11/24	修正	11/29	可決	11/30	可決	12/2 (118)
179	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出第4号)	財務金融	11/7	11/22	修正	有	11/24	修正	11/29	可決	11/30	可決	12/2 (117)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
179	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案(内閣提出第5号)	厚生労働	11/29	12/2	修正	有	12/2	修正	12/8	可決	12/9	可決	
179	津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出第6号)	国土交通	11/24	11/29	可決	有	12/1	可決	12/6	可決	12/7	可決	
179	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第7号)	国土交通	11/24	11/29	可決	有	12/1	可決	12/6	可決	12/7	可決	
179	復興庁設置法案(内閣提出第8号)	震災復興	11/24	12/6	修正	有	12/6	修正	12/8	可決	12/9	可決	
179	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	総務	12/8					閉会中 審査					
179	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	財務金融	11/28	11/30	可決		12/1	可決	12/6	可決	12/7	可決	
179	地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	総務	11/24	12/1	可決		12/1	可決	12/6	可決	12/7	可決	
179	裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	法務	12/2					閉会中 審査					
179	刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)(参議院送付)	法務	12/8					閉会中 審査	12/1	可決	12/2	可決	
179	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出第14号)(参議院送付)	法務	12/8					閉会中 審査	12/1	可決	12/2	可決	
179	国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	厚生労働	12/8					閉会中 審査					
179	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	厚生労働	12/8					閉会中 審査					

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
173	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号)	倫理選挙	10/20					閉会中 審査					
173	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号)	法 務	10/20					閉会中 審査					
173	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号)	内 閣	10/20					閉会中 審査					
173	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号)	厚生労働	10/20					閉会中 審査					
174	政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号)	倫理選挙	10/20					閉会中 審査					
174	教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号)	文部科学	10/20					閉会中 審査					
174	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号)	環 境	10/20					閉会中 審査					
174	北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号)	国土交通	10/20					閉会中 審査					
174	気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号)	環 境	10/20					閉会中 審査					
174	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号)	倫理選挙	10/20					閉会中 審査					
174	国際平和協力法案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号)	安全保障	10/20					閉会中 審査					
174	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号)	安全保障	10/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
174	死因究明推進法案(下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号)	内閣	10/20				閉会中 審査					
174	自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号)	安全保障	10/20				閉会中 審査					
174	国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号)	内閣	10/20				閉会中 審査					
174	離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号)	国土交通	10/20				閉会中 審査					
174	離島航路航空路整備法案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号)	国土交通	10/20				閉会中 審査					
174	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号)	農林水産	10/20				閉会中 審査					
176	国家公務員法等の一部を改正する法律案(河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号)	内閣	10/20				閉会中 審査					
176	幹部国家公務員法案(河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号)	内閣	10/20				閉会中 審査					
176	地下水の利用の規制に関する緊急措置法案(高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号)	国土交通	10/20				閉会中 審査					
177	農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案(宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号)	農林水産	10/20				閉会中 審査					
177	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外2名提出、第177回国会衆法第23号)	法務	10/20				閉会中 審査					
177	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号)	内閣	10/20				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号)	厚生労働	10/20					閉会中 審査					
179	一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案(平井たくや君外4名提出、衆法第1号)	総務	12/8					閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
176	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(佐藤正久君外1名提出、第176回国会参法第1号)											閉会中 審査	
176	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(松あきら君外5名提出、第176回国会参法第3号)											閉会中 審査	
176	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(中西健治君提出、第176回国会参法第4号)											閉会中 審査	
177	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外7名提出、第177回国会参法第7号)											閉会中 審査	
177	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(林芳正君外7名提出、第177回国会参法第8号)											閉会中 審査	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
177	原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(松田公太君提出、第177回国会参法第10号)											閉会中 審査	
177	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(片山さつき君外6名提出、第177回国会参法第12号)	震災復興	10/20	11/14	修正	有	11/15	修正	11/18	可決	11/21	可決	11/28 (113)
177	東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(磯崎陽輔君外5名提出、第177回国会参法第16号)	総務	10/20		審査 未了								
177	東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(橋本聖子君外6名提出、第177回国会参法第21号)	文部科学	10/20					閉会中 審査					
177	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(野村哲郎君外2名提出、第177回国会参法第23号)											閉会中 審査	
179	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(上野ひろし君外1名提出、参法第1号)											審議 未了	
179	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(小野次郎君提出、参法第2号)											審議 未了	
179	雨水の利用の推進に関する法律案(加藤修一君外1名提出、参法第3号)											閉会中 審査	
179	特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(小野次郎君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
179	エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案(上野ひろし君提出、参法第5号)											審議 未了	
179	実用発電用原子炉等の運転の再開についての関係都道府県知事の同意及びこれに係る住民投票に関する法律案(上野ひろし君、参法第6号)											審議 未了	
179	平成23年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案(加藤修一君外1名、参法第7号)											審議 未了	
179	放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(加藤修一君外1名、参法第8号)											審議 未了	

11

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
179	平成23年度一般会計補正予算(第3号)	予 算	10/28	11/10	可決		11/10	可決	11/21	可決	11/21	可決
179	平成23年度特別会計補正予算(特第3号)	予 算	10/28	11/10	可決		11/10	可決	11/21	可決	11/21	可決
179	平成23年度政府関係機関補正予算(機第2号)	予 算	10/28	11/10	可決		11/10	可決	11/21	可決	11/21	可決

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	原子力の平和的利用における協力のための日本 国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結に ついて承認を求めるの件(第177回国会条約第2 号)	外 務	10/20	12/2	承認		12/6	承認	12/8	承認	12/9	承認
177	原子力の平和的利用における協力のための日本 国政府と大韓民国政府との間の協定の締結につ いて承認を求めるの件(第177回国会条約第3号)	外 務	10/20	12/2	承認		12/6	承認	12/8	承認	12/9	承認
177	原子力の開発及び平和的利用における協力のた めの日本国政府とベトナム社会主義共和国政府 との間の協定の締結について承認を求めるの件 (第177回国会条約第4号)	外 務	10/20	12/2	承認		12/6	承認	12/8	承認	12/9	承認
177	原子力の平和的利用における協力のための日本 国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間 の協定の締結について承認を求めるの件(第177 回国会条約第14号、参議院送付)	外 務	10/20	12/2	承認		12/6	承認	12/8	承認	12/9	承認
179	経済上の連携に関する日本国とペルー共和国と の間の協定の締結について承認を求めるの件(条 約第1号)(参議院送付)	外 務	12/6	12/9	承認		12/9	承認	11/29	承認	11/30	承認
179	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ 合衆国との間の協定を改正する議定書の締結に ついて承認を求めるの件(条約第2号)(参議院 送付)	外 務	12/6	12/9	承認		12/9	承認	11/29	承認	11/30	承認

〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
177	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第6号）	内閣	10/20					閉会中 審査				

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
174	平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/20	11/30	承諾		12/1	承諾	12/7	承諾	12/9	承諾
174	平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/20	11/30	承諾		12/1	承諾	12/7	承諾	12/9	承諾
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/20	11/30	承諾		12/1	承諾	12/7	承諾	12/9	承諾
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/20	11/30	承諾		12/1	承諾	12/7	承諾	12/9	承諾
177	平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/20					閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日
177	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/20				閉会中 審査				
177	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/20				閉会中 審査				
177	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/20				閉会中 審査				
177	平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/20				閉会中 審査				
177	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/20				閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/20				閉会中審査	/
	平成21年度特別会計歳入歳出決算							
	平成21年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成21年度政府関係機関決算書							
179	平成22年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	12/7				閉会中審査	
	平成22年度特別会計歳入歳出決算							
	平成22年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成22年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/20				閉会中審査	
176	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/20				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/7				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/7				閉会中審査	

< NHK決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
177	日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	10/20		審査未了			

15

〔 決議案 〕

< 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
179	A P E C の場での「 T P P 交渉協議への参加表明」に反対する決議案(小野寺五典君外17名提出、決議第1号)	審査省略			(注)		未決
179	難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案(小平忠正君外17名提出、決議第2号)	審査省略				11/17	可決
179	第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(鳩山由紀夫君外19名提出、決議第3号)	審査省略				12/6	可決

(注) 11月10日、議院運営委員会で本会議に上程しないことに決定

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
179	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件	農林水産	12/6
179	第3次補正予算の執行に関する件	予 算	11/11
179	行政監視に基づく事業の見直しに関する決議	決算行政監視	12/8
179	火山活動の観測監視及び調査研究体制等の充実強化に関する件	災害対策	12/8

両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【総務委員会】

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号）要旨

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における扶養控除の見直し及び退職所得に係る税額控除特例の廃止等を行うほか、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人住民税における扶養控除の見直し、退職所得に係る税額控除特例の廃止等を行うこと。
- 二 道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲すること。
- 三 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間を5年に延長すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に改めること。
- 二 個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除すること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応するために震災復興特別交付税に要する額についての財源措置を講ずる等のため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正
 - 1 題名を「東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に改めること。
 - 2 震災復興特別交付税を交付できるようにするため、平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の特例として、1兆6,635億2,512万6,000円を加算すること。

- 3 平成23年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- 4 震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- 5 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

二 地方交付税法の一部改正

地方団体が東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために平成23年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費を、平成24年度以降において、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正

平成23年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための不動産取得税に係る特例措置による減収額として総務省令で定める額の100分の75の額を普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額に加算する特例を設けること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率を引き上げる特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 個人の道府県民税及び市町村民税の均等割に係る標準税率の特例

平成26年度から平成30年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、個人の道府県民税の均等割にあつては標準税率（現行1,000円）に200円を加算した額とし、個人の市町村民税の均等割にあつては標準税率（現行3,000円）に300円を加算した額とすること。

二 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例

平成24年10月1日から平成29年9月30日までの間に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税（現行1,000本につき1,504円）にあつては1,000本につき395円を加算した額とし、市町村たばこ税（現行1,000本につき4,618円）にあつては1,000本につき605円を加算した額とすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二については平成24年10月1日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率の特例について、いずれも適用期間を平成26年度から平成35年度までとし、標準税率に加算する額を500円とすること。
- 二 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例に関する規定を削除すること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。
- 二 緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、緊急防災・減災事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく事業を実施した団体が不利益に取り扱われることのないようにすること。
- 三 緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、平成24年度における固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 居住用財産の買換えの特例等について、居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長すること。
- 2 所有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得等をし、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすること。

二 不動産取得税

- 1 被災農用地の所有者等がこれに代わる農用地を取得した場合に、平成33年3月31日までの間の取得に限り、当該被災農用地の面積相当分を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。
- 2 警戒区域設定指示の対象区域内に所在していた農用地の所有者等がこれに代わる農用地を取得した場合に、当該警戒区域設定指示が解除された日から3月を経過する日までの間の取得に限り、当該対象区域内農用地の面積相当分を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。

三 固定資産税及び都市計画税

- 1 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において新たに取得等された一定の津波対策の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置を講ずること。
- 2 津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失・損壊した区域等として市町村長が公示した区域内に所在する土地及び家屋（一定のものを除く。）に対して平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置等を講ずること。
- 3 警戒区域設定指示等の対象区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案して市町村長が公示した区域内に所在する土地及び家屋に対して平成24年度分の固定資産税及び都市計画税

を課さないものとする特例措置等を講ずること。

- 4 被災した一定の鉄道施設等を所有する鉄道事業者が、平成28年3月31日までの間に、当該鉄道施設等に代わる償却資産を取得等した場合に、固定資産税の課税標準の特例措置を講ずること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

【外務委員会】

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とロシア連邦との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国政府は、専門家の交換、情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給並びにこの協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領の方法によりこの協定の下での協力を行うこと。
- 二 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されないこと。
- 三 二の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受けること。
- 四 両締約国政府は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が遵守されることを確保すること。
- 五 この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの採用した基準（少なくともこの協定の附属書Cに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って適切な防護の措置を維持すること。
- 六 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。
- 七 この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン235の濃縮度が20%以上となるまで濃縮されず、又は再処理されないこと。
- 八 いずれか一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの協定の一定の規定の遵守を確保しない場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移

転された核物質等の返還を要求する権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書 A は資材及び設備とされるものを、附属書 B は協定の適用を受ける核物質等が置かれるロシア連邦における施設を、附属書 C は協定の適用を受ける核物質について確保すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と大韓民国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができること。
- 二 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。
- 三 二の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受けること。
- 四 両締約国政府は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が、これらの条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保すること。
- 五 この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書 B に定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとること。
- 六 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。
- 七 この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同

意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン 235 の濃縮度が20%以上となるまで濃縮されず、又は再処理されないこと。

八 日本国政府又は大韓民国政府は、それぞれ、大韓民国又は日本国がこの協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書 A は資材及び設備とされるものを、附属書 B は協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第4号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とベトナム社会主義共和国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができること。
- 二 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。
- 三 二の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受けること。
- 四 日本国及びベトナム社会主義共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に適合するよう行動すること。
- 五 この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書 B に定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとること。

- 六 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。
- 七 この協定の適用を受ける核物質は、両締約国政府が別段の合意をしない限り、ベトナム社会主義共和国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されないこと。
- 八 日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、それぞれ、ベトナム社会主義共和国又は日本国がこの協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有すること。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書 A は資材及び設備とされるものを、附属書 B は協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第14号、参議院送付）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とヨルダン・ハシェミット王国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができること。
- 二 この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行い、また、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。
- 三 この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受けること。
- 四 日本国及びヨルダン・ハシェミット王国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合に

おける援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動すること。

五 この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書 B に定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとること。

六 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。

七 この協定の適用を受ける核物資は、ヨルダン・ハシェミット王国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されないこと。

八 日本国政府又はヨルダン・ハシェミット王国政府は、この協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書 A は資材及び設備とされるものを、附属書 B は協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第 1 号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とペルー共和国との間で、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 2008年11月21日にリマで署名された投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこと。

二 一方の締約国は、1994年のガット第 3 条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること。

三 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること。

四 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国又は第三国のサービス及びサービス提供者に与える待

遇よりも不利でない待遇を与えること。

五 一方の締約国は、第9章の規定（附属書八を含む。）に従い、他方の締約国の商用目的の国民であって、入国及び一時的な滞在に適用される現行の出入国管理に関する措置に適合するものに対し、入国及び一時的な滞在を許可すること。

六 両締約国は、第11章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとること。

七 各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること。

八 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の改正議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この改正議定書は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、物品の貿易に関する市場アクセスの条件の更なる改善、原産地の証明手続の改正等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 両締約国は、この改正議定書の不可分の一部であり、日本国の関税割当ての内容等に関し、協定附属書一第二節の従来の規定に代わる規定について定めた付表一及びメキシコ合衆国の関税の撤廃及び関税割当ての内容に関し、協定附属書一第三節の従来の規定に代わる規定について定めた付表二に拘束されること。

二 協定第5条に、各締約国は、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について協定第5条1の規定に

従って適用される税率より低い場合には、その低い税率を適用する旨の規定を加えること。

三 原産地の証明の方法として、現行協定で定める原産地証明書の制度に加え、認定輸出者による原産地申告の制度を導入すること。

【財務金融委員会】

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第2号）要旨

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、納税環境整備について所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人所得課税について、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除の縮減、成年扶養控除の対象の見直し等を行うこと。
 - 二 法人課税について、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、これに併せた課税ベースの拡大等を行うこと。
 - 三 資産課税について、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し等を行うこと。
 - 四 消費課税について、地球温暖化対策のための課税の特例を創設すること。
 - 五 納税環境整備について、更正の請求期間を延長する等の措置を講ずること。
- なお、本案は、内閣より施行日等について所要の修正を加えるとともに、国税通則法の改正規定中題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除すること等の修正の申出があり、本院においてこれを承諾したものである。

（修正要旨）

- 一 所得税法改正に係る一部の規定の削除
 - 1 給与所得控除の見直しに係る規定を削除すること。
 - 2 給与所得者の特定支出の控除の特例の見直しに係る規定を削除すること。
 - 3 退職所得課税の見直しに係る規定を削除すること。
 - 4 扶養控除の見直しに係る規定を削除すること。
- 二 相続税法改正に係る一部の規定の削除
 - 1 遺産に係る基礎控除の引下げに係る規定を削除すること。
 - 2 死亡保険金に係る非課税限度の引下げに係る規定を削除すること。
 - 3 相続税の税率構造の改正に係る規定を削除すること。
 - 4 未成年者控除に係る控除額の引上げに係る規定を削除すること。
 - 5 障害者控除に係る控除額の引上げに係る規定を削除すること。
 - 6 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造の改正に係る規定を削除すること。
 - 7 相続時精算課税制度の対象となる受贈者に係る贈与者の年齢要件の引下

げに係る規定を削除すること。

三 租税特別措置法改正に係る一部の規定の削除

1 資産課税

(一) 20歳以上の者が直系尊属から贈与により取得した相続時精算課税制度の対象とならない財産に係る贈与税の税率構造の緩和に係る規定を削除すること。

(二) 相続時精算課税制度の対象となる受贈者の範囲の追加に係る規定を削除すること。

2 消費課税

地球温暖化対策のための課税の特例に係る規定を削除すること。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第4号）要旨

本案は、東日本大震災からの復興を図るために平成23年度から平成27年度までの間に実施する施策に必要な財源を確保するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 税外収入に係る措置

財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替を行うこと。

二 復興特別税の創設

復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税を創設すること。

三 復興債の発行等

1 復興費用の財源として、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができること（発行期間は平成23年度から平成27年度までの5年間、償還期限は平成34年度）。

2 平成23年度一般会計補正予算（第1号）において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができること。

四 復興特別税の収入の用途等

復興特別税等の収入については、復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てることとし、また、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金等については、復興債の償還費用の財源に充てる

こと。

五 その他（検討条項）

- 1 復興の状況等を勘案し、復興費用及び必要な財源を確保するための措置の在り方について見直しを行うこと。
- 2 平成23年度から平成34年度までの間において2兆円相当の財源確保を旨として、日本たばこ産業株式会社の株式及びエネルギー対策特別会計所属の株式の保有の在り方について検討を行い、可能な場合には、できる限り早期に処分すること。
- 3 日本郵政株式会社の株式について、経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に処分すること。
- 4 2、3による財源確保が見込まれる場合、1の見直しに基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための措置を講ずること。

六 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行すること。

（修正要旨）

一 復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更

- 1 復興特別所得税の課税の対象となる期間を、平成25年から平成49年までの25年間に改めること。
- 2 復興特別所得税の税率を、100分の4から100分の2.1に改めること。

二 復興特別たばこ税に係る規定の削除

復興特別たばこ税に係る規定を削除すること。

三 復興債等の償還期間の変更

復興債及び当該復興債に係る借換国債については、平成49年度までの間に償還するものとする。

四 決算剰余金の償還費用の財源への活用

政府は、平成23年度から平成27年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を財政法第6条第1項に基づき公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、償還費用の財源に優先して充てるよう努めるものとする。

五 復興に係る特別会計の設置

政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理

する特別会計を平成24年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。
- 一 日本たばこ産業株式会社の株式について、政府の保有義務割合を設立時発行済株式総数の2分の1以上から発行済株式総数の3分の1超に引き下げることによる同社株式の売却に当たっては、株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断するとともに、修正後の附則第13条に基づき、更なる同社株式の政府保有義務の見直しの検討に当たって「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案」する際には、葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること。
- 一 修正後の附則第13条に基づき、エネルギー対策特別会計に所属する株式の保有の在り方の見直しの検討に当たって「エネルギー政策の観点を踏まえ」る際には、日本の資源確保に係る権益確保、相手国の協力関係維持への影響等を十分見極めること。
- 一 本法案が多年度にわたる復興債の発行を認めるものであることに鑑み、復興債の発行に当たっては、復興基本法に規定する基本理念に照らして真に東日本大震災からの復興に資する施策の経費に充てること。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、先般、緊急対応の措置として講じた各般の措置に追加して、今般、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 所得税について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例、被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例等の措置を講ずること。
- 二 法人税について、一定の復興産業集積区域における新規立地促進税制、被

災者向け優良賃貸住宅の割増償却等の措置を講ずること。

三 資産税について、被災した認定承継会社等に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予等の特例、被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の措置を講ずること。

四 消費課税等について、被災二輪車等に係る自動車重量税の還付、被災者が作成する原発警戒区域内に所在する建物の代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税等の措置を講ずること。

五 この法律は、別段の定めのあるものを除き、公布の日から施行すること。

【厚生労働委員会】

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第22号）要旨

本案は、基礎年金の国庫負担割合について、平成23年度において2分の1とする等のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国庫は、基礎年金の国庫負担について、平成23年度において、3分の1に1,000分の32を加えた率（以下「36.5%」という。）の国庫負担割合に基づく負担額のほか、復興債の発行による収入金を活用し、当該額と2分の1の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとする。
- 二 平成24年度から所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革（以下「税制の抜本的な改革」という。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度について、36.5%の国庫負担割合に基づく負担額と2分の1の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 三 保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、平成23年4月から平成24年3月までの期間に係る保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずるものとする。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

なお、本案は、平成23年4月28日、平成23年度における36.5%の国庫負担割合に基づく負担額と2分の1の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額の財源等について内閣修正が行われ、また、同年10月28日、当該財源について内閣より再度修正の申出があり、本院においてこれを承諾した。

（修正要旨）

平成24年度から税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度について、36.5%の国庫負担割合に基づく負担額と2分の1の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（内閣提出第5号）要旨

本案は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に対し、その者の請求に基づき、その病態等に応じた額の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給すること。また、この給付金の支給の請求をするには、特定B型肝炎ウイルス感染者であること等を証する確定判決等の判決書等を提出しなければならないこと。
- 二 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査費用と訴訟等に係る弁護士等への報酬について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給すること。
- 三 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた者であって、その後病態が進展した者に対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給すること。
- 四 支払基金は、確定判決等でまだ症状が出ていないと証明された特定B型肝炎ウイルス感染者に対し、その者の請求に基づき、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当を支給すること。
- 五 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する業務を行うこととし、その業務に要する費用に充てるため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設けること。また、政府は、支払基金に対し、その業務に要する費用に充てるための資金を交付すること。
- 六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。
- 七 政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行により一般会計において増加する所得税の収入の一部を活用して、確保すること。

（修正要旨）

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 不法行為の損害賠償請求権は、不法行為の時から20年を経過すると消滅するが、そのような除斥期間を経過した集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者に対しても、真摯に対応すること。また、今後、除斥期間を経過した肝硬変、肝がんの患者等の感染被害者が提訴した場合には、基本合意書の趣旨、本委員会における厚生労働大臣の答弁等に照らし、裁判所の仲介の下で、誠実に協議するよう努めること。
- 二 適正かつ迅速な和解の実現のため、厚生労働省における和解手続が迅速に行われるように、必要な人員の確保をはじめ、事務処理体制の整備に努めること。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給関係業務が迅速かつ円滑に行われるように、社会保険診療報酬支払基金の事務処理体制の整備を図ること。
- 三 感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見・差別を受けることなく安心して暮らせるように、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及など、国民に対する広報・啓発に努めること。
- 四 集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済手続に関する国民への周知、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含む様々な感染可能性を明示した上での肝炎ウイルス検査の勧奨、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進、医療費助成等、全ての肝炎ウイルス感染者に対し、必要な恒久対策を引き続き講ずるよう努めるとともに、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること。
- 五 給付金等の支給を円滑かつ確実にを行うため、必要な安定的な財源を確保し、毎年度、所要の予算を計上すること。

【国土交通委員会】

津波防災地域づくりに関する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、津波防災地域づくりに関する基本指針を策定すること。
- 二 都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定すること。
- 三 市町村は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができることとし、推進計画区域においては、土地区画整理事業に関する特例、津波からの避難に資する建築物の容積率規制の特例等を措置すること。
- 四 津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高い等の要件を満たす区域であって、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができること。
- 五 都道府県知事又は市町村長は、津波による人的災害を防止し、又は軽減するための盛土構造物、閘門等の津波防護施設の管理を行うこと。
- 六 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができることとするとともに、津波災害警戒区域のうち、住民等の生命及び身体の保護のため一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができること。
- 七 津波災害特別警戒区域内において、高齢者、障害者、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設等の用途の建築物の建築をしようとする者並びにその建築に伴う一定の土地の形質の変更を伴う開発行為をしようとする者は、それぞれ、あらかじめ、都道府県知事

等の許可を受けなければならないこと。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の施行に当たっては、本年6月24日に施行された、津波対策に関する基本法ともいべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。

二 東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

三 本法に基づき、地域毎の特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりを推進する中で、海岸堤防の整備も着実に推進すること。

四 津波浸水想定の設定に当たっては、国が責任を持って、都道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講じること。

五 津波災害特別警戒区域の指定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。

六 津波避難建築物の容積率規制の緩和を行った際には、要件とされている用途に利用されていることを随時確認するとともに、法律違反があれば、立入検査等を含めて適切に対応するよう、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。

七 津波による人的災害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする等関係法律の規定

の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 目的等の規定において、「津波」を明記すること。
- 2 水防計画について、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこと。
- 3 水防管理者等による巡視等の対象に津波防護施設を追加すること。
- 4 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができること。

二 建築基準法の一部改正

津波防災地域づくりに関する法律に基づく開発行為の許可を受けなければならない場合の擁壁については、確認検査等を要しないこと。

三 土地収用法の一部改正

津波防護施設に関する事業を、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とすること。

四 都市計画法の一部改正

- 1 都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加すること。
- 2 津波災害特別警戒区域内の開発行為の許可に関し、津波防災地域づくりに関する法律上同区域において許可を要する特定開発行為に対応した技術的基準及び手続の特例を設けること。

五 景観法の一部改正

津波防護施設を特定公共施設として位置付け、景観計画に景観重要公共施設である津波防護施設の整備に関する事項及びその占用の許可等の基準を定めることができること。

六 その他

- 1 気象業務法等関係法律について所要の改正を行うこと。
- 2 この法律は、一部の規定を除き、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から施行すること。

(附帯決議)

38頁参照

【予算委員会】

平成23年度一般会計補正予算（第3号）

本補正予算は、歳出面において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの本格的な復興に資するために必要となる経費の追加等を行うとともに、既定経費の減額及び東日本大震災復旧・復興予備費の減額を行う一方、歳入面において、その他収入の増収等を見込むとともに、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、「東日本大震災復興基本法」に基づく東日本大震災からの復興の基本方針における取組の一環として「地域における暮らしの再生」、「地域経済活動の再生」、「大震災の教訓を踏まえた国づくりの推進」及び「原子力災害からの復旧・復興」を図るため、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成23年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

成立予算	94,715,471 百万円
補正第3号	11,683,206 百万円
計	106,398,677 百万円

歳出

成立予算	94,715,471 百万円
補正第3号	11,683,206 百万円
計	106,398,677 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 東日本大震災関係経費に充てる歳入	11,568,669 百万円
(1) 雑収入	18,669 百万円
(2) 公債金	11,550,000 百万円
2 その他の経費に充てる歳入	86,669 百万円
(1) 政府資産整理収入	9,439 百万円
(2) 雑収入	65,369 百万円
(3) 前年度剰余金受入	11,861 百万円
3 B型肝炎関係経費に充てる歳入	27,869 百万円

雑収入	27,869 百万円
計	11,683,206 百万円
歳出	
1 東日本大震災関係経費	11,568,669 百万円
(1) 災害救助等関係経費	94,120 百万円
(2) 災害廃棄物処理事業費	385,953 百万円
(3) 公共事業等の追加	1,473,435 百万円
(4) 災害関連融資関係経費	671,560 百万円
(5) 地方交付税交付金	1,663,525 百万円
(6) 東日本大震災復興交付金	1,561,184 百万円
(7) 原子力災害復興関係経費	355,780 百万円
(8) 全国防災対策費	575,189 百万円
(9) その他の東日本大震災関係経費	2,463,101 百万円
(10) 年金臨時財源の補てん	2,489,659 百万円
(11) 既定経費の減額	164,837 百万円
2 その他の経費	86,669 百万円
(1) 台風第 12 号等に係る災害対策費	320,328 百万円
(2) その他	667 百万円
(3) 東日本大震災復旧・復興予備費の減額	234,325 百万円
3 B 型肝炎関係経費	27,869 百万円
(1) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等	48,045 百万円
(2) 年金特別会計業務勘定繰入の減額	20,176 百万円
計	11,683,206 百万円

平成23年度特別会計補正予算（特第 3 号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計等13特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、財政投融资特別会計等 3 特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

また、特別会計予算総則において、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を、平成23年度当初予算における150兆円から165兆円へと引き

上げるとともに、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額を平成23年度成立予算 2兆円から 5兆円へと引き上げることとしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
交付税及び譲与税配付金勘定		
成立予算	54,834,420	53,629,828
補正第3号	1,655,081	1,655,081
計	56,489,501	55,284,909

2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	208,427,031	196,427,031
補正第3号	972,579	972,579
計	209,399,610	197,399,610

3 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定		
成立予算	41,346,087	40,603,577
補正第3号	503,267	502,954
計	41,849,353	41,106,532
(2) 投資勘定		
成立予算	461,715	461,715
補正第3号	88,861	35,000
計	550,567	496,715
(3) 特定国有財産整備勘定		
成立予算	115,027	46,823
補正第3号		720
計	115,027	47,543

4 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定		

成立予算	2,110,083	2,110,083
補正第3号	3	3
計	2,110,086	2,110,086
(2) 電源開発促進勘定		
成立予算	414,702	414,702
補正第3号	7,149	7,149
計	407,553	407,553
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
成立予算	2,027,000	2,027,000
補正第3号	3,000,005	3,000,005
計	5,027,005	5,027,005
5 社会資本整備事業特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定		
成立予算	806,623	806,623
補正第3号	79,325	79,325
計	885,949	885,949
(2) 道路整備勘定		
成立予算	1,839,404	1,839,404
補正第3号	232,169	232,169
計	2,071,574	2,071,574
(3) 港湾勘定		
成立予算	229,013	229,013
補正第3号	13,877	13,877
計	242,890	242,890
(4) 空港整備勘定		
成立予算	347,649	347,649
補正第3号	9,211	9,211
計	356,859	356,859
(5) 業務勘定		
成立予算	252,733	252,733
補正第3号	5,301	5,301
計	258,034	258,034

以上のほかに、労働保険特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、国有林野事業特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、財政投融资特別会計、労働保険特別会計及び社会資本整備事業特別会計である。

平成23年度政府関係機関補正予算（機第2号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

借入金の限度額を2,255,000百万円から2,505,000百万円に改めることとする。

2 中小企業者向け業務

借入金の限度額を1,745,000百万円から2,050,000百万円に改めることとする。

3 危機対応円滑化業務

借入金の限度額を2,482,000百万円から3,132,000百万円に改めることとする。

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
成立予算	169,319	254,636
補正第2号	64,094	85,205
計	105,225	169,432

【決算行政監視委員会】

平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成21年度一般会計予備費の予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から平成21年12月22日までの間において決定された626億2,426万5,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費、新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費、母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費等8件である。

平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成21年度特別会計予備費の予算総額9,924億4,750万円のうち、平成21年12月15日から平成22年1月20日までの間に決定された50億7,926万7,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費の2件である。

平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

本件は、平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成21年6月30日から平成21年11月27日までの間において決定された390億4,930万2,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進等に必要な経費の増額等3特別会計の8件である。

平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

本件は、平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成22年2月23日から平成22年3月26日までの間において決定された125億2,837万6,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額、国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額の2特別会計の2件である。

【東日本大震災復興特別委員会】

東日本大震災復興特別区域法案（内閣提出第1号）要旨

本案は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域住民の意向が尊重され、地域の創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別措置、復興整備計画の実施に係る特別措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 復興特別区域基本方針

政府は、復興特別区域（復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の区域）における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本方針を定めなければならないものとする。

二 復興推進計画に係る特別措置

- 1 災害救助法が適用された区域又はこれに準ずる区域である特定地方公共団体は、単独又は共同で復興推進計画を作成することができ、内閣総理大臣がその認定をするものとし、また、計画の認定を受けた地方公共団体等は、内閣総理大臣に新たな規制の特例措置等の提案ができるものとする。
- 2 内閣総理大臣等は、都道府県ごとに新たな規制の特例措置の整備等に関し国と地方の協議会を組織し、特定地方公共団体は、復興推進計画の作成、実施に関し復興推進協議会を組織できるものとする。
- 3 認定復興推進計画に基づく事業に対しては、規制、手続、税制上の特例及び復興特区支援利子補給金の支給等の特別措置を適用できるものとする。

三 復興整備計画等に係る特別措置

- 1 被災関連市町村は、単独又は都道府県と共同で、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業等に関する復興整備計画を作成できるものとし、その公表により、復興整備事業等に関する特例が適用されるものとする。
- 2 復興整備計画に記載された復興一体事業を施行しようとする被災関連市町村は、事業計画を作成し、都道府県の認定を受けることができるものとする。

四 復興交付金事業計画に係る特別措置

特定地方公共団体の市町村は単独で、又は市町村と都道府県は共同で復興交

付金事業計画を作成できるものとし、提出された復興交付金事業計画に基づき、国は、予算の範囲内で復興交付金を交付することができるものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

- 一 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置その他の措置について、国会に対して復興特別意見書を提出することができるものとし、国会は、復興特別意見書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。
- 二 国と地方の協議会において協議が調った場合において、認定地方公共団体等の講ずる措置の実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。
- 三 内閣総理大臣は、国と地方の協議会における協議の経過及び内容を、適時かつ適切な方法で、国会に報告するものとし、国会は、報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。
- 四 復興交付金事業計画に記載する事項のうち、第77条第2項第4号に掲げるものについて、著しい被害を受けた地域の復興のため同項第3号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務が含まれるものとする。
- 五 復興交付金の交付に関する基本理念として、復興交付金は、地域の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとする。及び復興交付金の交付に当たっては、創意工夫を発揮して復興交付金を充てて行う事業又は事務を実施することができるように十分に配慮するものとする。
- 六 国は、原子力損害の賠償に関する法律により原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができるものとする。
- 七 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定市町村又は特定都道府県に対し、復興交付金を充てて行う事業又は事務の実施に関し、必要な情報の提供、助

言その他の援助を行うように努めなければならないものとし、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとする。

八 復興交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による実績報告は、復興交付金事業計画に掲げる事業又は事務ごとに行うことを要しないものとし、また、交付額の確定はその総額を確定することをもって足りるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 水産業の復興に当たっては、地域の漁業者などが一体となった取組に国が十分な支援策を講ずることが基本であることを踏まえた上で、漁業法の特例の導入に際しては、国は浜全体の資源・漁場の管理に責任を持ち、万全を期した措置を講ずること。
- 二 復興推進計画による税制上の特例措置の導入に当たっては、被災地における投資や雇用を促進する上で、実効性があるものとなるよう、特例措置が適用できる地域の弾力的な設定などに留意すること。
- 三 本法第77条第2項第4号に掲げる事業又は事務に対する復興交付金の交付については、各省の隙間で対象外となるものがないよう、内閣府、復興庁設置後は復興庁が責任をもって処理すること。また、その配分に当たっては、被災地のニーズを勘案し、弾力的な配分となるよう配慮すること。
- 四 復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成が地方自治体の過大な負担とならないよう、これらの計画の一本化や各地方自治体が策定した復興計画の活用など、手続の簡素化を検討すること。
- 五 復興推進計画等の作成に当たっては、被災により行政機能が未だ回復していない地方自治体があることに鑑み、国として、職員の派遣などの人的支援を含めた全面的な支援を行うこと。
- 六 内閣総理大臣による計画認定や関係行政機関の同意などの国の対応については、復興の円滑かつ迅速な推進という本法の趣旨に則り、スピード感をもって対応すること。
- 七 国会に対する復興特別意見書の提出等に係る規定や国と地方の協議会における協議結果の国会報告等に係る規定が新設されることに鑑み、地方自治体に対する制度の趣旨や内容の周知を図ること等により、これらの規定が活用されるよう努めること。

復興庁設置法案（内閣提出第8号）要旨

本案は、東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整並びに実施に関する事務等を所掌する復興庁を設置するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務

- 1 内閣に、復興庁を置くこと。
- 2 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を助けること及び復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とすること。
- 3 復興庁は、2の任務を達成するため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整、復興に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整、関係地方公共団体に対する情報提供、助言その他必要な協力、復興推進計画の認定及び復興交付金の配分計画に関すること等を行うこと。

二 復興庁の組織

- 1 復興庁の長は、内閣総理大臣とすること。また、同庁に、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有する復興大臣を置くとともに、副大臣1人、大臣政務官3人及び事務次官1人を置くこととし、各大臣政務官は、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画立案及び政務に関し、復興大臣を補佐すること。
- 2 復興庁に、全ての国務大臣等をもって組織する復興推進会議を置くとともに、内閣総理大臣が任命する関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者をもって組織する復興推進委員会を置くこと。
- 3 復興庁の地方機関として、岩手県、宮城県及び福島県の各県庁所在地に復興局を置くこと。

三 復興庁の廃止

復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成33年3月31日までに廃止すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに

に助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とすること。

二 復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に係る次に掲げる事務を追加すること。

- 1 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。
- 2 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。
- 3 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより実施すること。
 - (一) 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、2の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。
 - (二) 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。
 - (三) 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、(一)の政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、(一)の方針及び(二)の計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。
- 4 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に関すること並びに同機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこと。

四 復興庁に、副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができるものとするとともに、復興庁に、大臣政務官3人を置くこととする規定を削除し、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができるものとする。

五 復興局が分掌する事務に、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び

関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。

六 復興局の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。

七 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

八 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならないこと。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 法案修正において、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるように権限強化を図った趣旨にかんがみ、復興に関する事業については、基本的に復興庁において、予算要求、予算計上、予算配分などを一元的に行うとともに、事業の統括、監理を積極的に実施すること。

二 復興庁の本庁の所在地については、復興庁には、関係行政機関との調整、立法府への対応なども考慮しなければならない一方、被災地からの強い要望があり、復興庁も被災自治体や被災者と身近に向き合う現場機能が求められていることを十分踏まえた対応をすること。

三 復興の主体である市町村が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう支援するため、復興局に相応の権限を付与するとともに、被災市町村からの要望を一元的に受理し、責任を持ってワンストップで対応させること。

四 沿岸部に存し、甚大な被害を被った市町村のうち、復興局から距離が遠いなどの事情を有する地域については、支所を設置するとともに、支所においては、現地の相談や要望に適切に対応すること。

五 岩手県、宮城県及び福島県以外の被災地域についても、被災自治体に対する支援等を確実に実行できるよう、被災自治体の意見を聞きながら、十分な体制を構築すること。

六 地域の復興は、市町村のみならず、地域の住民、農業者、漁業者、企業、NPO等の多様な主体が協働して行うことが必要であり、復興庁、復興局及び支所は、被災地、被災者のニーズを的確に把握するとともに、現地において国、地方公共団体、民間事業者その他の多様な復興の推進主体が意見交換し、具体的な復興事業に結びつけていくことができる場などを柔軟に構成す

- るなど、復興事業を迅速かつ円滑に推進できる十分な体制を構築すること。
- 七 被災自治体が行う復興計画の策定・実行への助言や被災自治体のニーズへのワンストップ対応等を実現するため、復興庁及び復興局の職員には、各府省の制度や復興施策に詳しく情熱ある人材を確保すること。また、自治体職員、定年退職者や民間からの人材も活用すること。
- 八 縦割りを排除し、各府省の持つノウハウ、人材を総合的に活用して、復興局が中心となって迅速かつ円滑に復興を推進していくため、必要に応じて国の関係地方行政機関の職員等を復興局の職員に併任することを検討すること。
- 九 復興推進委員会の委員の人選に際しては、地域、年齢、性別などを考慮し、多様な意見を反映できるように検討すること。
- 十 災害廃棄物の処理、除染及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理が復興の前提であることにかんがみ、住民等への情報提供を的確に行うとともに、専門家の知見及びモデル事業を通じた新たな知見を最大限活用し、速やかに進めることとし、復興庁は、原子力災害対策本部と連携して必要な調整及び事業の推進を図ること。
- 十一 復興庁設置法成立後、速やかに準備を進め、遅くとも平成24年3月11日までは復興庁を発足させること。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、第177回国会参法第12号）要旨

本案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、対象事業者に対し、金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構は、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行うこととし、機構の資金借入れ等については、政府保証を付することができることとする。
- 二 再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする。

- 三 機構は、支援決定を行った対象事業者に対してリース業者を含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣、担保財産の取得等により、事業の再生を支援すること。
- 四 機構は、原則として機構成立の日から5年以内に支援決定を行うとともに、支援決定の日から15年以内に全ての再生支援を完了するよう努めること。
- 五 機構による債権の買取価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の債権の価額に、東日本大震災による被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とすること。
- 六 機構は、買取債権の管理及び処分にあたっては、対象事業者の債務の一部免除及び一定期間の弁済猶予をしなければならないこととするとともに、第三者保証人の保証債務については、免除等の措置をとらなければならないこととする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 機構の業務について、資金の貸付けは、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限ることとし、担保財産の取得等に関する規定は、削除すること。
- 二 債権の買取価格は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価を上回ってはならないこととする。
- 三 機構は、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができることとする。
- 四 政府及び機構は、二の時価の算定について、迅速かつ適正な買取価格の算定が可能となるよう、買取価格の算定方法に関する指針の作成等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 五 機構は、買取債権について、一部免除及び一定期間の弁済猶予ができることとし、第三者保証人の保証債務については、免除等の措置をとるよう努めなければならないこととする。
- 六 機構は、産業復興相談センター及び産業復興機構と連携を図ることとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 本支援機構と各県の産業復興機構とのすみ分けに関し、各県の産業復興機構は各県が実情に応じて支援対象を決めており、その整理を尊重すること。また、支援機構の債権（リース債権及び信用保証協会等の求償債権を含む。）の買取業務の対象は、各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものとし、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的に対象とし、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、支援の拡充を図ること。
- 二 支援機構は、被災した事業者の事業の再生に資するよう、各県の信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、その買取りに努めること。
- 三 信用保証協会等は、支援機構による買取り申込み等の求めに応じるよう努めるとともに、当該対象事業者に対する新たな資金の貸付けについて、民間金融機関が自らの責任でも貸付けを行う際には、当該対象事業者への資金の供給が円滑に行われるよう、当該対象事業者の資金の借入れに係る債務の保証を行うよう努めること。
- 四 支援機構は、債権の買取り並びに当該債権の管理及び処分（債務の免除、弁済の猶予等を含む。）に当たっては、被災した事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援するという本法の目的を十分に踏まえて行うこと。
- 五 支援機構の本店所在地については、本法の対象事業者が東日本大震災によって過大な債務を負っている事業者であり、その債務負担の軽減と事業の再生支援が早急に求められていることに鑑み、これら事業者にとって利便性の高い地域となるよう検討すること。
- 六 政府保証枠を含む予算措置については、支援機構の成立までに、予備費の活用などにより責任を持って対応すること。

決議案

【本会議】

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案（小平忠正君外17名提出、決議第2号）

2011年は、1951年の『難民の地位に関する条約』採択から60周年、また日本の同条約加入から30周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの30年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民それぞれについて人道支援と平和構築を中心に据えた取り組みを行ってきた。2010年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

また国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとった難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく、右決議する。

第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（鳩山由紀夫君外19名提出、決議第3号）

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会を開催することは、今般成立したスポーツ基本法の趣旨に沿うものであって、国際親善とスポーツ振興、共生社会の実現にとって極めて意義深いものである。また、東日本大震災からの復興の途上にある我が国にとって、両大会の招致と開催の成功は、国民に希望を与えるとともに、世界に対する復興の証となる。

来る2020年の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となり、内外における招致活動及びスポーツ外交を強力に推進するとともに、国を挙げて、必要となる支援や競技環境等その準備態勢を整備すべきである。

右決議する。

【委員会決議】

(農林水産委員会)

環太平洋パートナーシップ(T P P)協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件

本年11月11日、野田内閣総理大臣は「T P P交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。しかしながら、T P Pについては、政府からの情報提供及び国民的議論とも不十分であると言わざるを得ない状況であり、先のA P E C首脳会合において交渉参加を表明することに対し、各界各層から強い懸念が相次いで示されたところである。T P Pは原則として関税をすべて撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招くおそれがある。さらに、T P Pにより食の安全が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

よって、政府は、T P P交渉参加に向けた関係国との協議を行う場合には、左記の事項に留意することを強く求めるものである。

記

- 一 交渉参加に向けた関係国との協議により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 二 交渉参加に向けた関係国との協議は、国益を最大限に実現するため、政府一体となって慎重に行うこと。その際、国益を損なうことが明らかになった場合には、政府は交渉参加の見送りも含め厳しい判断をもって臨むこと。
- 三 交渉参加に向けた関係国との協議を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、協議の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 四 我が国は自由貿易の推進を対外通商政策の柱とし、様々なE P A・F T A、地域協定のメリット、デメリットを検討し、メリットの大きなものについては積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じてきたところである。今後とも、我が国のとるべき戦略について精力的に構築すること。右決議する。

(予算委員会)

第 3 次補正予算の執行に関する件

政府は、第 3 次補正予算の執行に当っては、被災者、納税者の立場に立ち、公正かつ透明性の確保された入札の徹底など、更なる合理化、効率化に努め、真に被災地の復興に資するものとすべきである。

右決議する。

(決算行政委員会)

行政監視に基づく事業の見直しに関する決議

財政運営の健全化は積年の課題であり、また震災復興に取り組むためにも国の総予算の見直しが求められている。本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、去る 11 月 16 日及び 17 日に同小委員会において、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行ったところ、次の事項について改善を求めるべきとの結論に至った。

政府は、この結論を重く受け止め、来年度以降の予算編成及び執行に十分に反映させるなど速やかに対応するよう求める。また、これらの反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し 6 箇月以内に報告するよう求める。

なお、今回の討議に際し、政府の資料の作成、資料の提出について十分でないものがあり、改善を求める。今後も各テーマとその関連する施策について、行政監視を行っていく。

一 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築

スーパーコンピュータ「京」については、当初のスカラー・ベクトル混合型の技術選択がなぜ途中で方針転換されたのか、また、その変更が予算執行にどのように反映されたのかを政府は国民に明確に説明する義務がある。開示されていない会議の資料、議事録を公開するとともに、技術選択の過程、ベクトル型スーパーコンピュータとの連携など今後の方針が明確に説明される必要がある。

また、スーパーコンピュータに関しては、最速の 1 台の能力だけでなく、国内における必要な総計算能力、地域分散の必要性、民間のニーズなどについてのデータを政府は明らかにすべきであり、「京」完成後のスーパーコン

コンピュータの開発については、その戦略を早急に検討して公表するとともに、費用を精査することによりコストの縮減を図る必要がある。

「京」の利用に当たっては、その能力を有効に活用するため、コンソーシアム体制に依存することなく、ニーズの高い利用者が透明・公平な手続で選定されるような枠組みを構築して早期に供用を開始するとともに、純粋な科学、自然大災害予測など重要な国家的要請に基づく研究利用と、対価を得られる民生技術開発とを区別した利用のためのルールを策定すべきであり、後者については利用料金等を徴収するなどして、運用経費負担を圧縮すべきである。

二 医療費レセプト審査事務

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセプト審査事務については、政府の検討会の中間まとめにおいて、競争原理による質の向上とコスト削減が重要との指摘もなされている。しかし、今回の討論を通じて合理的な根拠が示されなかった。競争による改善が期待できないのであれば、審査の効率化を図り、医療費を削減するため、保険者たる市町村に混乱を来たさないようにしつつ、統合に向けた検討を速やかに進めるべきである。その際、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期的なコスト削減効果を明確に示すべきである。

また、電子レセプトの更なる活用やレセプト審査に係る民間参入の環境整備について検討するとともに、労災診療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。

三 公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費

公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費については、内閣総理大臣が、「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」の結果のみならず、諸般の事情を考慮してトップダウンで決断すべきである。

朝霞の公務員宿舎については、5年間の凍結という問題の先送りではなく、地元の意向も踏まえて公務員宿舎としての建設を中止し即刻廃止すべきである。他の公務員宿舎については、職務上、真に公務員宿舎を必要とする職員のためのものであるかどうかを厳しく精査し仕分けした上、該当する職員用の最低限の宿舎整備にとどめるべきである。

右の精査と仕分けにより、真に保有すべきとされた戸数については、新規建設を極力控え、維持管理の民間委託を推進し、民間宿舎の借上げ等の方式も検討するなどして、予算を最大限縮減すべきである。

四 原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出

原子力関連予算については、独立行政法人及び公益法人への支出の妥当性、有効性を再検証するとともに、原子力政策の見直しの結論が出るまでの間は、高速増殖炉及び核燃料サイクル関連予算を縮減しながら、シビア・アクシデント対応等原子力安全向上分野及び放射性物質の最終処分分野に力点を置き、総組み替えを検討すべきである。

高速増殖炉については、昭和42年以来2兆円以上の巨費を投じながら、平成7年のもんじゅナトリウム漏れ事故の収束もままならないまま、約40年後の2050年までの実現を予測するなど、その費用規模と技術的な実現性を国民に説明することは極めて困難である。高速増殖炉の開発計画そのものの妥当性を検証するとともに、縮減すべきである。

核燃料サイクル計画については、高速増殖炉の開発等を前提に使用済み核燃料の全量再処理を目指してきたものであるが、再処理工場の立地を受け入れた地域に配慮しつつ、再検証を行うべきである。

この再検証を踏まえ、全量再処理路線を見直す場合は、使用済み核燃料については、その他高レベル放射性廃棄物とともに、すでに存在する量を最終処分する技術の確立に所要の予算を投じるべきである。

なお、原子力関連事業の実施が特定の独立行政法人及び公益法人に集中し、天下りや利権を生み出す構造については、原子力規制行政組織の改編に伴い厳しく検証し、法人の整理統廃合を進めるべきである。

原子力政策や原子力発電に関する情報が正しく国民に伝えられなかったという反省から、経済産業省は、原子力発電事業に関する情報を国民に速やかに開示するとともに、開示を阻害してきた様々な要因を排除できる体制を作り上げるべきである。

右決議する。

(災害対策特別委員会)

火山活動の観測監視及び調査研究体制等の充実強化に関する件

我が国は100を超える活火山を有する世界有数の火山国であり、火山防災対策は喫緊の課題であることに鑑み、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

- 一 雲仙岳、有珠山、三宅島及び桜島、また、最近の霧島山の噴火に見られるように、火山災害は国民の生命及び財産、地域の社会経済に大きな影響を及

ばすことから、対策の基本となる火山の観測監視体制の一層の強化を図ること。特に、平成23年東北地方太平洋沖地震を境に、今後、火山活動が活発化する可能性も否定できないことから、火山観測施設の新設及び観測点の増強を図り、地震計、GPS、傾斜計等の整備を推進するとともに、必要な財源の確保に万全を期すること。

- 一 大学等の研究機関と関係省庁とが有機的に連携し、一体的に火山の観測監視及び調査研究を行えるような体制の強化を図ること。
 - 一 観測監視体制の強化のためには、人材の育成が不可欠であることから、大学等の研究機関への必要な財政面での支援を行うこと及び政府の関係機関における人材の確保を行うこと。
 - 一 火山の噴火予知に当たっては、長期にわたる観測監視及び調査研究が不可欠であることに鑑み、そのための総合的な計画を策定し、継続的に必要な財政措置を講ずること。
- 右決議する。

通過議案概要一覧

(〇 は内閣提出、 △ は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号） （内閣修正）（修正）	個人住民税における扶養控除の見直し及び退職所得に係る税額控除特例の廃止等を行うほか、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等の所要の措置を講ずるもの。 本法律案については、10月28日、地方税に関する税務調査手続等の見直しに関する改正規定中、新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除する等の内閣修正が行われた。 なお、題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除する等の修正を行った。	(2011) 1/28	11/30
	平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	東日本大震災の復興事業等の実施に係る特別の財政需要等に対応するための震災復興特別交付税約1兆6,635億円を措置するため、平成23年度分の地方交付税の総額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の特例を設けるとともに、震災復興特別交付税の額の決定に関する特例を設ける等の措置を講ずるもの。	10/28	11/30
	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出第3号）（修正）	東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率を引き上げる特例を定めようとするもの。 なお、個人住民税の均等割の標準税率の特例の期間及び税率を改めるとともに、地方のたばこ税の税率を引き上げる特例に係る規定を削除する等の修正を行った。	10/28	11/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、平成24年度における固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとするもの。	11/ 4	12/ 7
外務	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第2号）	我が国とロシアとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。	（2011） 2/22	12/ 9
	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第3号）	我が国と韓国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。	（2011） 2/22	12/ 9
	原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第4号）	我が国とベトナムとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。	（2011） 2/22	12/ 9
	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第14号、参議院送付）	我が国とヨルダンとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。	（2011） 3/ 8	12/ 9

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務	経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)(参議院送付)	我が国とペルーとの間で、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築するもの。	11/ 1	12/ 9
	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第2号)(参議院送付)	日・メキシコ経済連携協定に基づき、物品の貿易に関する市場アクセスの条件の更なる改善、原産地の証明手続の改正等について定めるもの。	11/ 1	12/ 9
財務金融	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第2号)(内閣修正)(修正)	<p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、所得税の諸控除の見直し、法人税率の引下げ、相続税の基礎控除等の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずるもの。</p> <p>本法律案については、10月28日、施行日等について所要の修正を加えるとともに、国税通則法の改正規定中、題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除すること等の内閣修正が行われた。</p> <p>なお、所得税法、相続税法、租税特別措置法等に係る改正事項の一部を削除する等の修正を行った。</p>	(2011) 1/25	11/30
	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出第4号)(修正)	<p>東日本大震災からの復興を図ることを目的として平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ等の税外収入の確保のための措置、復興特別税の創設、復興債の発行に関する措置等を定めるもの。</p> <p>なお、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除並びに復興債等の償還期間の変更を行うとともに、附則に決算剰余金の償還費用の財源への活用及び復興に係る特別会計の設置についての規定を追加する等の修正を行った。</p>	10/28	11/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する 法律の一部を改正する法律案（内 閣提出第10号）	東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興 に向けた取組の一層の推進を図るため、住宅借入金等を有する場合の 所得税額の特別控除の特例、一定の復興産業集積区域における法人税 に係る新規立地促進税制の創設、被災認定承継会社等に係る非上場株 式等についての相続税の納税猶予等の特例、被災二輪車等に係る自動 車重量税の還付等の措置を講ずるもの。	11/ 4	12/ 7
厚生労働	国民年金法等の一部を改正する 法律等の一部を改正する法律案 （内閣提出、第177回国会閣法第22 号）（内閣修正）（修正）	基礎年金の国庫負担割合について、平成23年度において2分の1とす る等のため、所要の措置を講ずるもの。 本法律案については、10月28日、平成23年度の「国庫負担割合約36.5% と2分の1の差額」を負担するための財源に関する規定について内閣 修正が行われた。 なお、平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図ら れる年度の前年度までの間、基礎年金の国庫負担割合2分の1と36.5% との差額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫が負担するよう、必 要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする修正を行った。	(2011) 2/14	12/ 7
	特定B型肝炎ウイルス感染者給 付金等の支給に関する特別措置法 案（内閣提出第5号）（修正）	集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの 感染被害について、その迅速かつ全体的な解決を図るため、特定B型 肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずるもの。 なお、平成24年度から平成28年度までにおける交付金の財源につい て、政府は平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じ て確保するものとする修正を行った。	10/28	12/ 9
国土交通	津波防災地域づくりに関する法 律案（内閣提出第6号）	津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国 土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推 進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形 成施設に関する都市計画に関する事項を定めるとともに、津波防護施 設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波 災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制 限に関する措置等を定めるもの。	10/28	12/ 7

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第7号)	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする等関係法律の規定の整備等を行うもの。	10/28	12/ 7
予算	平成23年度一般会計補正予算(第3号) 平成23年度特別会計補正予算(特第3号) 平成23年度政府関係機関補正予算(機第2号)	歳出面において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの本格的な復興に資するために必要となる経費の追加等を行うとともに、既定経費の減額及び東日本大震災復旧・復興予備費の減額を行う一方、歳入面において、その他収入の増収等を見込むとともに、公債金の増額を行うことを内容とするもの。 この結果、平成23年度一般会計第3次補正後予算の総額は、一般会計第2次補正後予算に対し歳入歳出とも11兆6,832億円増加し、106兆3,987億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、それぞれ所要の補正措置を講ずる。	10/28	11/21
決算 行政監視	平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)〔承諾を求めるの件〕(第174回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から平成21年12月22日までの間において決定された使用額は、新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費、新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費、母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費等8件、計626億2千万円余。	(2010) 3/19	12/ 9
	平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)〔承諾を求めるの件〕(第174回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額9,924億4千万円余のうち、平成21年12月15日から平成22年1月20日までの間に決定された使用額は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費の2件、計50億7千万円余。	(2010) 3/19	12/ 9

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
決 算 行政監視	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成21年6月30日から平成21年11月27日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進等に必要な経費の増額等3特別会計8件、計390億4千万円余。	(2010) 3/19	12/ 9
	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成22年2月23日から平成22年3月26日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額、国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額の2特別会計2件、計125億2千万円余。	(2010) 5/18	12/ 9
震災復興	東日本大震災復興特別区域法案(内閣提出第1号)(修正)	東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域の創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めるもの。 なお、認定地方公共団体等は新たな規制の特例措置等について、国会に対して復興特別意見書を提出することができること、復興交付金事業計画に記載する事項について、基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務が含まれるものとする等々の修正を行った。	10/28	12/ 7

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
	復興庁設置法案（内閣提出第8号）（修正）	<p>東日本大震災復興基本法に基づき、復興に関する施策の企画立案及び総合調整並びに実施に関する事務等を所掌する復興庁を設置し、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るもの。</p> <p>なお、復興庁の所掌事務に、復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること、復興に関する事業のうち政令で定めるものに必要な予算を、一括して要求し、確保すること、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこと等の修正を行った。</p>	11/ 1	12/ 9
震災復興	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、第177回参法第12号）（修正）	<p>東日本大震災の被害により過大な債務を負い、被災地域において事業の再生を図ろうとする事業者に対し、金融機関等が当該事業者に対して有する債権の買取り等を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援するため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとするもの。</p> <p>なお、支援機構が業務として行う資金の貸付けをつなぎ融資等に限定するとともに担保財産の取得等の規定を削除すること、債権の買取価格は支援決定に係る事業再生計画等を勘案した適正な時価を上回ってはならないこと、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができること等の修正を行った。</p>	(2011) 7/11	11/21

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

(は内閣提出、 は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）	国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等を行うもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）	国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの。
	国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの。
	公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）	国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの。
	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）（自民・公明）	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	死因究明推進法案（下村博文君外 5 名提出、第 174 回国会衆法第 30 号） （自民・公明）	死因究明の推進について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、死因究明の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備するもの。
	国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外 6 名提出、第 174 回国会衆法第 32 号） （自民・公明・みんな）	職員団体の業務の実態にかんがみ、公務に対する国民の信頼の確保を図るため、職員団体と当局との交渉の内容を公表するとともに、勤務時間中に職員団体の業務に短期間従事することができる制度を廃止するもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外 6 名提出、第 176 回国会衆法第 5 号） （自民・みんな）	国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を行うため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの。
	幹部国家公務員法案（河野太郎君外 6 名提出、第 176 回国会衆法第 6 号） （自民・みんな）	国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの。
	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外 2 名提出、第 177 回国会衆法第 31 号） （自民）	国民の祝日として、主権回復記念日を加え、同記念日を 4 月 28 日とするもの。
	地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第 177 回国会承認第 6 号）	国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置することについて、国会の承認を求めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
総務	国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案 (内閣提出、第177回国会閣法第78号)	我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講ずるもの。
	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長するもの。
	一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案(平井たくや君外4名提出、衆法第1号) (自民・公明)	人事院の平成23年9月30日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額等の改定等を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講ずるもの。
法務	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第79号)	一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する臨時特例を定めるもの。
	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第80号)	
	裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるようにするもの。
	刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)(参議院送付)	初入者等について刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなどするもの。
	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出第14号)(参議院送付)	刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするもの。

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外 3 名提出、第173回国会衆法第 5 号） （自民・公明）</p>	<p>児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの。</p>
	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外 2 名提出、第177回国会衆法第23号） （民主）</p>	<p>みだりに児童ポルノを有償でかつ反復して取得すること等を処罰する罰則を設けるとともに、児童ポルノの定義を明確化し、あわせて心身に有害な影響を受けた児童の保護等に関する施策を推進するための規定の新設等を行うもの。</p>
文部科学	<p>教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外 3 名提出、第174回国会衆法第 4 号） （自民・みんな）</p>	<p>公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合について、罰則を設けるもの。</p>
	<p>東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）</p>	<p>東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるもの。</p>
厚生労働	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）（修正）</p>	<p>常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたものとみなすことなど派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置を講ずるもの。 なお、常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止する規定を削除すること等の修正を行った。</p>
	<p>国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）</p>	<p>国民年金の第 3 号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講ずるもの。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	労働安全衛生対策をより一層充実するため、メンタルヘルス対策の強化を図り、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等の制限の対象に追加するとともに、職場における受動喫煙防止のために必要な措置を講ずること等について定めるもの。
	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）（自民・公明）	施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの。
	アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）（自民・公明）	アレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの。
農林水産	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）（自民）	農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るため、農林水産業者等に対して交付金を交付するもの。
	農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号）（自民）	農業の担い手の育成及び確保に係る制度を見直すこと等を通じて施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の施策の基本となる事項を定めるもの。
経済産業	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの。
	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）	我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定めるもの。
	北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）（自民）	北海道知事による観光振興計画の作成及びこれに基づく観光の振興を図るための特別の措置等北海道における観光の振興に関し必要な事項を定めるもの。
	離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号）（自民）	奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島を含む離島について、その自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、その振興のための施策を拡充するもの。
	離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）（自民）	離島航路航空路の整備を促進するため、離島航路航空路の整備について、基本理念を定め、国、関係地方公共団体及び離島航路航空路事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、整備計画の作成、離島航路航空路事業者への補助等について定めるもの。
	地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）（自民）	地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急的な措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制をするもの。
環境	地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量削減に関する中長期目標を設定し、地球温暖化対策の基本事項等を定めるもの。
	低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）（自民）	低炭素社会づくりに関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、中長期的な目標の設定、低炭素社会づくり国家戦略の策定等の低炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
環境	気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号） （公明）	気候変動対策を推進するため、同対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、気候変動対策の基本となる事項等を定めるもの。
安全保障	国際平和協力法案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号) （自民）	国際平和協力活動及び物資協力、これらの実施の手續その他の必要な事項を定めるもの。
	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号） （自民）	国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の職務に従事する警察官、海上保安官若しくは海上保安官補又は自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の国際緊急援助活動等を行う者若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防衛のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとするもの。
	自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号） （自民）	外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、より広範に対応できるよう、生命又は身体の保護を要する邦人について、その避難のために必要な輸送及び輸送の際の警護並びにこれらの措置を実施する際の権限について定めるもの。
決算行政 監 視	平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,996億7,409万3千円であり、平成22年6月18日から平成22年9月24日までの間において決定された使用額は、優良住宅取得支援事業に必要な経費等62件、計9,996億7,409万3千円。
	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から平成22年11月8日までの間において決定された使用額は、水俣病被害者の救済に必要な経費等11件、計961億8千万円余。
	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成22年7月6日から平成22年12月7日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額等3特別会計12件、計912億円余。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から平成23年3月30日までの間において決定された使用額は、東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費等6件、計687億3千万円余。
	平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額1兆8,497億120万3千円のうち、平成23年2月4日から平成23年3月18日までの間において決定された使用額は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等1特別会計2件、計29億6千万円余。
	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成23年2月22日から平成23年3月29日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等1特別会計2件、計1,520億8千万円余。
	平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆1,142億4千万円余、歳出100兆9,734億2千万円余であり、差引き剰余は6兆1,408億1千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計377兆8,931億1千万円余、歳出合計348兆600億3千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額50兆4,845億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は49兆7,737億2千万円余であり、資金残額は7,108億5千万円余。 政府関係機関の決算額は、3つの機関があって収入合計1兆2,771億9千万円余、支出合計1兆5,300億9千万円余。
	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より5兆58億円余増加し、107兆3,748億4千万円余。
	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より52億6千万円余減少し、1兆834億2千万円余。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入100兆5,345億6千万円余、歳出95兆3,123億4千万円余であり、差引き剰余は5兆2,222億2千万円余。 特別会計の決算額は、18の特別会計があって歳入合計386兆9,849億1千万円余、歳出合計345兆740億円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額51兆3,859億9千万円余、一般会計の歳入への組入額等は50兆7,222億2千万円余であり、資金残額は6,637億6千万円余。 政府関係機関の決算額は、3つの機関があって収入合計1兆2,044億9千万円余、支出合計1兆4,063億1千万円余。
	平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より6兆1,808億9千万円余減少し、101兆1,939億4千万円余。
	平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より236億1千万円余減少し、1兆598億円余。
倫理選挙	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの。
	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号） （公明）	政治資金収支報告書の虚偽記載等があった場合において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処することとするもの。
	政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）（自民・公明）	政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散を決定した日後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの。
	公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）（自民）	近時におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの。

委員会名	議 案 名	概 要
郵政改革	郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）	郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めるもの。
	日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）	郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定めるもの。
	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの。